

神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例（令和7年9月条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理組合の管理者等による届出)

第2条 条例第12条第1項の規定による届出は、要届出マンションの管理組合の管理者等となった日（管理者等が置かれていないときは、管理組合を設立した日。以下同じ。）から90日以内にしなければならない。

2 条例第12条各項の規則で定める事項は、別表第1に掲げる届出事項とする。

3 条例第12条第2項の規定による届出は、変更があった後遅滞なくしなければならない。

4 条例第12条第3項の規定による届出は、最後に条例第12条第1項又は第3項に規定する届出を行った日から5年を経過する日が属する年度の9月末日までにしなければならない。

(マンション分譲事業者による届出)

第3条 条例第13条第1項の規定による届出は、当該届出の対象となる要届出マンションを初めて分譲しようとする日の30日前までにしなければならない。

2 条例第13条第1項の規則で定める事項は、別表第2に掲げる届出事項とする。

3 条例第13条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) マンションの管理規約の案

(2) その他市長が必要と認める書類

4 条例第13条第3項の規則で定める者は、条例第13条第1項の届出後から、当該届出の対象となる要届出マンションについて売買契約の目的である部分を初めて引き渡すまでの間にある者とする。

5 条例第13条第3項の規定による届出は、変更があった後遅滞なくしなければならない。

6 条例第13条第3項の規則で定める事項は、別表第2に掲げる届出事項及び条例第13条第2項の規定により必要に応じて添付した書類の内容とする。

(情報開示)

第4条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 別表第1又は別表第2に掲げる事項(個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)並びに別表第1及び第2の連絡先の項で定める届出事項を除く。)及び条例第12条又は第13条の規定による届出のあった日

(2) マンションの名称、所在地及び条例第12条又は第13条の規定による届出のあった日

2 市長は、条例第14条第2項の規定による開示を行うときは、条例第12条又は第13条の規定による届出のあった日の属する月の翌月末日から5年間、インターネットの利用その他の適切な方法により開示を行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第15条の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。

(1) 勧告の対象者の住所又は所在地

(2) 勧告の対象者の氏名(法人その他の団体のときは、その名称及び代表者の氏名)

(3) 勧告の根拠となる条文

(4) 勧告の内容

(5) 勧告の理由

(公表)

第6条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項に関して行うものとする。

(1) 勧告を受けたマンションの名称及び所在地

(2) 勧告の概要

2 条例第16条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第7条 条例第16条第2項の規定による意見陳述は、神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第3章第3節の規定の例により行うものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式による立入調査員証とする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条から第8条まで並びに次項及び附則第3項の規定は、同年7月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規定による届出は、管理組合の管理者等となった日が一部施行日の90日前の日より前のときは、一部施行日から6月以内にしなければならない。

3 条例附則第2項の規定による届出は、管理組合の管理者等となった日が一部施行日の90日前の日から一部施行日の間のときは、一部施行日から90日以内にしなければならない。

(マンション分譲事業者の届出に関する特例)

4 条例第13条第1項の規定による届出は、当該届出の対象となる要届出マンションを初めて分譲しようとする日が一部施行日後30日以内であるときは、一部施行日以後速やかにしなければならない。

5 条例附則第4項の規則で定める者は、一部施行日において当該届出の対象となる要届出マンションを初めて分譲しようとする日から売買契約の目的である部分を初めて引き渡すまでの間にある者とする。

6 条例附則第4項の規定による届出は、一部施行日以後速やかにしなければならない。

別表第1（第2条及び第4条関係）

大項目	小項目	届出事項
マンションの概要	マンションの概要	マンションの名称及び所在地、管理組合の形態、マンションの棟数、戸数、階数、併設用途及び延べ面積、駐車場の有無、形態及び形態ごとの収容台数、エレベーターの有無、マンションの竣工年月並びに当該マンションに係る土地の権利の種別
適正な維持管理に関する事項	管理組合の運営	管理組合の有無及び法人格の有無、管理組合の名称、管理者等の有無、管理組合の運営方式、管理規約の有無及び最終改正年、区分所有者名簿の有無、居住者名簿の有無並びにマンションの区分所有者等による集会の年1回以上の開催の有無
	建物の修繕に関する計画等	管理費徴収の有無及びその額、修繕積立金徴収の有無及びその額、修繕積立金の積立方式、管理費会計と修繕積立金会計の区分経理の状況、長期修繕計画の有無、長期修繕計画の作成年、長期修繕計画の計画期間、長期修繕計画の作成についてのマンションの区分所有者等による集会における決議の有無、大規模修繕工事の実績・予定、建築確認を受けた時期、耐震診断の有無、耐震性の有無並びに耐震改修の実施状況
	管理事務の委託	マンションの管理形態及びマンション管理業者の名称

令和8年3月3日 神戸市公報第3952号

	その他	防災の取組状況及びマンションに係るコミュニティ形成等の取組状況
連絡先	連絡先	マンション管理業者の連絡先及び市からの郵送物の宛先
その他	その他	市長が必要と認める事項

別表第2（第3条及び第4条関係）

大項目	小項目	届出事項
マンションの概要	マンションの概要	マンションの名称及び所在地、管理組合の形態、マンションの棟数、戸数、階数、併設用途及び延べ面積、専有部分の合計床面積、駐車場の有無、形態及び形態ごとの収容台数、エレベーターの有無、マンションの竣工年月日、売買契約締結年月日並びに当該マンションに係る土地の権利の種別
適正な維持管理に関する事項	管理組合の運営	管理組合の運営方式及び管理規約の案の有無 その他管理規約に関して必要な事項
	建物の修繕に関する計画等	管理費の額、修繕積立金の額、修繕積立金の積立方式、修繕積立金の額その他修繕積立金に関して必要な事項、管理費会計と修繕積立金会計の区分経理及び長期修繕計画の案の有無その他長期修繕計画に関して必要な事項
	管理事務の委託	マンションの管理形態及びマンション管理業者の名称
	その他	管理組合に係る郵便受箱の設置の有無及び分譲事業者が申請する管理計画の認定（市長が定めるものに限る。）の取得
連絡先	連絡先	届出に係る連絡先
その他	その他	市長が必要と認める事項

様式（第8条関係）

		第	号
立入調査員証			
写真	所 属		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、神戸市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第17条第1項の規定に基づく立入調査をすることができる職員であることを証明する。			
年 月 日			
神戸市長			印

備考1 用紙の大きさは、縦6.0センチメートル、横8.5センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。